- 1 須坂市八重森町の佐藤家は、所蔵文書中に天文 15 (1546) 年の武田晴信発信文書や永禄 11 (1568) 年文書の存在からして、八重森村の草分け的存在であったことがわかる。佐藤喜兵衛の子佐藤治兵衛一万右衛門―義右衛門―万右衛門―寛蔵―万右衛門(「八重森邨人立写」)と続く人々の名前が、名主等として近世初期から史料に登場してくる。とりわけ、寛蔵は幕末期の名主として頻出し、佐藤家が表舞台に登場する。
- 2 本佐藤家文書には、八重森村々民が苦闘し生きてきた証としての歴史史料が、近世初期より須坂藩支配下の村の姿として遺されている。慶長7年の「信濃国高井郡八重森村検地帳」、同9年「信州四郡草山年貢帳」をはじめ、享保期に万右衛門が土地を購入した史料、公用留帳ほか安政期の改革にまつわる多数の雑税金割合帳などがみられる。また、須坂藩への献金・才覚金等に対する藩からの褒状も遺されている。近代以降の明治大正期には、廃藩置県前の東京出府日記、借用証文ほかの史料がみられる。
- 3 ここでは、その佐藤家史料を「038 佐藤英治家文書目録」として作成する。『須坂市域の 史料目録』の連番整理番号「038」(38 番目)に位置付け、史料番号は、「038-A-1」か ら開始して整理ラベルを貼付した。
- 4 「佐藤英治家文書目録」を、史料内容の特徴を生かして、次のように分類して史料目録 を作成した。

分類項目	史料番号	史料点数
A 江戸期	597	664
B 明治大正期	146	163
総 計	743	827

- 5 本史料目録が佐藤家・八重森町区民をはじめ、須坂市民ほか多くの関心を持つ地域史研究者によって活用されることを願ってやまない。加えて、区民による新たな歴史叙述・編さんの契機として活用されることを期待したい。
- 6 史料目録の作成にあたっては、史料活用者の便宜を考慮して、次のようにした。
 - (1) 史料名は原則として原史料中に記載された表題を記載したが、無表題史料などには、次のように()をもちいて、仮表題を作成し掲げた。

(相続書類) (金銭出入り)

(2) 「記」、「覚」のみで内容未記載の史料については、次のように()内に内容説明を記載したものもある。

記(領収書) 覚(山年貢請取)

(3) 請取りなどの史料は、便宜的に括って整理したものもある。その場合は、次のように一枚目の史料名を記し、他の史料については「外○点」などと略記した。備考欄には「便宜括り」と記載しておいた。

上納金領収書、外5点

請願書、外9点

7 本史料目録は、佐藤家のご理解とご協力を得て、須坂市誌編さん室の下記専門員が分担して作成した。

小林謙三 井上光由 勝山一男 小林裕

涌井二夫 竹内正勝 丸山文雄

(編さん担当:青木廣安・丸山文雄)

2010年12月3日

須坂市誌編さん室